

コノヒトカンプロジェクト協賛利用規約

第1章 総則

(目的及び用途)

第1条 本規約は、一般社団法人コノヒトカン（以下「本法人」という）が運営するコノヒトカンプロジェクトの活動への協賛に関する事項を定めることを目的とし、本法人と、コノヒトカンプロジェクトの活動に協賛する企業（以下「協賛企業」という）との間に適用されるものとしします。

(サービス)

第2条 本法人が協賛企業に提供するサービスは以下の通りである。ただし、協賛プランにより、提供できないサービスもございます。

(1).企業名入りラベル

企業名入りラベルを缶詰 50 缶制作し、うち 2 缶は協賛企業へ提供し、残り 48 缶は社会福祉協議会や児童養護施設を通して子ども達へ配布します。配布時期は 5 月こどもの日と 10 月 1000 缶プロジェクトと 12 月クリスマスの年 3 回配布します。

(2).活動実績報告

年 3 回の活動実績報告のメールを送信

(3).協賛企業の宣伝

本法人の WEB サイトにて企業ロゴの掲載。本法人主催イベント「コノヒトカン 1000 缶プロジェクト」でのパンフレット掲載

(4). 本法人の活動時の写真（ただし、本法人が使用を許可したのものに限る）をご利用いただけることとします。

第2章 協賛企業資格

(協賛企業)

第3条 協賛企業とは、本規約を承諾のうえ、協賛申込と協賛金の入金を行い、本法人が承認した者をいいます。

(入会申込)

第4条 (1). 協賛を希望する企業は本法人の公式 Web サイトお問合せフォームに必要事項を入力し、本法人事務局宛に送信して申請を行うものとしします。

(2). 申し込みに対して本法人事務局が内容確認の上受諾連絡を行い、協賛金をご入金いただくものとしします。

(3). 入金が確認され、申込者と本法人との間でコノヒトカンプロジェクトへの協賛に関する契約が成立し、申込者に対して協賛企業としての資格が付与されるものとします。

(協賛金および支払い方法)

第 5 条 (1). 協賛企業は、協賛金としてコノヒトカンの行う支援方法を選択し本法人の指定する口座にお支払いいただきます。

(2). お支払いいただいた協賛金は、いかなる事情があっても返金しないものとします。

(3). ご入金以降の協賛金につきましては、ご協力いただける協賛企業のみ、毎年一口 10 万円の寄付をご案内します。寄付の口数に関する制限は設けず、お支払いいただいた寄付金は、返金しないものとします。

(4) 寄付がない場合でも、お申し出がない限り協賛資格は自動で継続されます。協賛金および寄付金は、一般社団法人コノヒトカンの運営並びに、支援活動といった社会貢献活動等に使用させていただきます。

(有効期間)

第 6 条 協賛企業の資格の有効期間は、次の 3 パターンのいずれかとし、第 6 条による退会申し出または第 7 条による協賛資格の取消しが無い限り、自動的に 1 年間更新されるものとします。

(5 月支援はじまり)支援期間 5 月 1 日～4 月 3 0 日の一年間

申し込み期間 1 1 月 1 日～3 月 3 1 日

(1 0 0 0 缶支援はじまり)8 月 1 日～7 月 3 1 日の一年間

申し込み期間 4 月 1 日～6 月 3 0 日

(クリスマス支援はじまり)1 2 月 1 日～1 1 月 3 0 日の一年間

申し込み期間 7 月 1 日～1 0 月 3 1 日

(協賛資格の喪失)

第 7 条 1. 協賛企業は、以下の項目に一つでも該当する場合は、その資格を喪失します。

(1) 第 8 条の退会規定により退会した場合

(2) 第 9 条の規定により協賛資格が取り消された場合

(3) 本法人が解散した場合

2. 本法人は、協賛企業が協賛資格を喪失した場合であっても、資格を喪失した協賛企業に対して、すでに受領した協賛金の払い戻し等はおこないません。

(退会)

第 8 条 協賛企業は、本法人事務局にお申し出いただくことで、任意にいつでも退会することができます。但し協賛ラベルの貼られたコノヒトカンの回収は行わないものとする。

(協賛資格の取消し)

第 9 条 協賛企業が本規約に違反した場合、一般社団法人コノヒトカンの信用等を棄損する行為が発覚したとき、協賛企業としてふさわしくない言動があったと本法人が認めた場合には、理事会の承認を経て協賛企業に通知することにより、協賛資格を取消しできるものとします。

(変更の届出)

第 10 条 協賛企業は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく文書または電子メールにより 本法人事務局まで変更の届出をするものとします。第 6 条に記載する該当する申し込み期間までに変更の届け出がない場合は既に印刷したラベル等の修正は間に合わないことがある場合はご了承ください。

(資格の譲渡)

第 11 条 協賛企業は、協賛資格を第三者に譲渡することはできないものとします。ただし、本法人が承諾した場合はこの限りではありません。

第 3 章 会員の権利と義務

(会員の権利および内容)

第 12 条 本法人は、本規約に基づき、協賛企業に対し、コノヒトカンの活動情報掲載データをご提供します。

(写真の使用やロゴマーク使用をご希望の場合は、本法人の担当窓口まで、使用用途についてお知らせください。内容を確認し、3 営業日以内に希望作品のデータをメールにて提供いたします。使用用途によっては、お断りする場合がございますのでご了承ください。)

(協賛企業名等の利用承諾)

第 13 条 本法人は、協賛企業の会社名またはロゴマークを、本法人が行う活動における告知チラシ、公式 Web サイト等に掲載することができるものとし、協賛企業は協賛金のお振込み時点でこれに同意したものとします。

第 4 章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第 14 条 本法人は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除できるものとします。本規約を変更、追加または削除する場合、本法人は事前に協賛企業に変更内容および変更後の規約の適用開始日を通知するものとし、当該適用開始日より変更後の規約が適用されるものとします。

第5章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

第15条

- (1).コノヒトカンプロジェクトの実施に関し本法人が協賛企業に損害賠償責任を負う場合（請求原因の如何は問わない）であっても、本法人は、当該企業に特設かつ現実に発生した通常損害についてのみ賠償する責任を負い、特別損害については賠償責任を負わない。
- (2).前項に基づき本法人が損害賠償責任を負う場合であっても、本法人に故意または重大な過失があった場合を除き、本法人が賠償すべき損害賠償額は、当該協賛企業が直近1年間に本法人に支払った協賛金額を上限とする。

(免責)

第16条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1).天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2).当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- (3).その他当社の責に帰すべからざる事由、当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

附則 本規約は、令和6年4月1日より実施します。

*コノヒトカンプロジェクトとは？食品ロスを利用した缶詰「コノヒトカン」を地元企業などの支援でつくり子ども食堂や児童養護施設へ届ける活動を行っています。

たくさんのお気持ちが詰まった「世界一あったかい缶詰」で地域の子供達を笑顔にするだけでなく学びとしてサポートしています。

*「コノヒトカン1000缶プロジェクト」とは？学生を対象にコノヒトカンの缶詰を使った社会課題解決企画を募集し、発表するコンテストです。普通のコンテストと違うところは、受賞したチームがコノヒトカンを受け取った後、自分たちの考えたアイデアを実現するための活動を行い報告していただくという、学生主体の未来を担う子供たちが考える社会課題解決のアクションのきっかけを促すコンテスト